

令和元年度事業計画（案）

（令和元.7.1～令和 2.6.30）

1. 所有者不明土地問題の解決に向けて

所有者不明土地問題の解決策の1つである長期相続登記等未了土地解消作業に関しては、日司連、全司協を通して情報を入手しながら事務局を中心に更に処理体制を整え、引き続き入札に参加していく。

同じく、所有者不明土地問題への対策の一環として、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が成立し、令和元年5月24日公布された。登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限が付与され、所有者等探索委員制度が設けられ、探索の結果所有者を特定できなかった表題部所有者不明土地については、裁判所の選任する管理者による管理が可能となる制度であるが、施行予定の令和2年度までに、この制度に公嘱協会が如何に関わることができるかを積極的に探求していく。

前年度は、長期相続登記等未了土地解消作業に多くの労力と時間を割くことを余儀なくされ、公益活動の一環である土地家屋調査士協会との講演会の開催及び県民向け相談会の開催を年度内に実施することができなかったもので、早期にこれらを開催していきたい。

具体的事業は下記のとおりである。

1. 業務開発事業について

調査士協会とも連携して、開発部署への開発活動を下記のとおり行う。

・国関連

利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所

・県関連

さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、飯能県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、越谷県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、秩父県土整備事務所、川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、総合治水事務所、企業局地域整備課、企業局地域整備事務所、総務部管財課

・市町関連

さいたま市建設局北部建設事務所および南部建設事務所、熊谷市、鶴ヶ島市、富士見市、所沢市、秩父市、行田市、毛呂山町、美里町、入間市区画整理事業

・その他

埼玉県住宅供給公社、春日部土地開発公社

所有者不明土地対策業務について、事前調査業務の開拓活動を行う。

官地未登記問題の解決について、県及び市町村を積極的に訪問し官公署が抱える未登記問題や公簿上民地の解消について、積極的に相談に応じ受注につなげる。

1. 広報事業について

- ・市報への相談会開催掲載
- ・協会ホームページへの掲載
- ・官公署向けパンフレットの完成

1. 研修会および無料相談会事業について

- ・官公署等職員向け研修会への講師派遣及び相談会の実施
- ・公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会との共催による講演会の実施
- ・社員向け研修会の実施
- ・県民向けの無料相続遺言相談会の実施

1. 組織活動について

- ・財政の効率的運用
- ・社員数の拡大
- ・組織の効率的運営

1. 連絡協議会の開催について

受託先官公署との連絡協議会の開催

公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連絡協議会の開催

埼玉司法書士会、埼玉司法書士政治連盟、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部、埼玉司法書士協同組合、埼玉成年司法書士協議会等との協議会の開催

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会との連絡協議会への参加